

各種相談事業概要一覧表

●市役所庁舎内で行う相談

平成30年12月 1日現在

相談名	相談員	相談日	予約の有無	相談場所		電話番号・FAX番号	相談方法	主な相談	担当部署名
人権相談	人権擁護委員	毎週火曜日(10:00~13:00) 地域では365日	不要	5階 相談室1 地域(市内ほか)	5階	電話 53-1111(内線 558)	面談相談	人権一般・人権侵害等の相談 その他なんでも	人権推進課
人権あれこれ相談	人権協会職員	市役所開庁日(月~金)	不要	5階 相談室1	5階	電話 53-1111(内線 575・577) FAX 53-1955	電話相談 面談相談	人権一般・人権侵害など 生活で発生する様々な悩み、心配ごとの相談など	人権推進課
ひとり親家庭相談	母子父子自立支援員 就労支援プログラム策定員 (市嘱託職員)	市役所開庁日(月~金)	要 (電話予約・窓口予約)	7階 相談室A、B	7階	電話 53-1111(内線 706)	電話相談 面談相談	ひとり親家庭の父又は母の自立に関する就労相談・離婚前相談 母子父子家庭の貸付等の相談	子ども子育て課
生活困窮者自立支援相談	相談支援員	市役所開庁日(月~金)	不要	福祉事務所内相談室	1階	電話 53-1111(内線 123) FAX 52-4920	電話相談 来所相談	生活に困窮されている方の自立に向けた相談及び支援	生活福祉課
生活困窮者ひきこもり等自立支援相談	キャリアカウンセラー	市役所開庁日(月~金)	不要	福祉事務所内相談室 または、南河内プラッツ事務所	1階	電話 53-1111(内線 123) FAX 52-4920	電話相談 来所相談	生活に困窮されている、ひきこもり等で支援を要する方の社会参加や協調性を育むため、本人とその家族の相談の受付及び支援を行う	生活福祉課
生活保護相談	生活支援担当職員	市役所開庁日(月~金)	不要 (訪問相談を希望する場合は電話連絡必要)	福祉事務所内相談室	1階	電話 53-1111(内線 175・176) FAX 52-4920	電話相談 来所相談(面談) 訪問相談	生活保護相談	生活福祉課
障がい者総合相談	保健師 精神保健福祉士 手話通訳者	市役所開庁日(月~金)	要 (電話予約・窓口予約)	福祉事務所内相談室	1階	電話 53-1111 (内線 131・194・384) FAX 52-4920	面接相談 電話相談 訪問相談	障がい者の介護や健康、医療や生活に関する相談 障がい者虐待に関する相談 成年後見制度に関する相談など	障がい福祉課
労働相談	産業観光課職員	市役所開庁日(月~金)	不要	産業観光課	4階	電話 53-1111(内線 486・489)	電話相談 面談相談	労働に関する相談機関の案内や情報提供など	産業観光課
	社会保険労務士(委託契約)	随時(申込者の都合に合わせて、日程調整可)	要 (電話予約・窓口予約)	社会保険労務士事務所			面談相談	賃金や勤務条件など労働問題の相談	産業観光課
就労支援相談	産業観光課職員	市役所開庁日(月~金)	不要	地域就労支援センター (産業観光課)	4階	電話 53-1111(内線 486・489)	電話相談 面談相談	就労に関する相談機関の案内や情報提供など	産業観光課
	南河内地域若者サポートステーション相談員	毎月第1・第3水曜日 (13:00~17:00)	要 (電話予約・窓口予約)	502会議室ほか	4階	電話 26-9441 (南河内地域若者サポートステーション)	面談相談	【若年者向け】 働くことへの悩みや不安など就労に向けての相談	産業観光課
	就労支援相談員(委託契約)	随時(申込者の都合に合わせて、日程調整可)	要 (電話予約・窓口予約)	(一般社団法人)大阪青少年支援機構ボラリス事務所 (富田林市役所前)		電話 53-1111(内線 486・489)	面談相談	【40歳以上向け】 働くことへの悩みや不安など就労に向けての相談	産業観光課
無料法律相談	弁護士	毎週水曜日(13:00~16:30)	要 (電話予約・窓口予約)	2階 相談室	2階	電話 53-1111(内線 295)	面談相談	不動産や金銭の貸借、離婚、相続など	自治協働課
行政相談	行政相談委員	第1・3火曜日(10:00~12:00) 地域では365日	不要 (地域で直接相談希望の場合は事前に連絡が必要)	202会議室 地域	2階	電話 53-1111(内線 295) FAX 53-2380	面談相談	国などの行政に対する苦情や要望の相談など	自治協働課
市民相談	自治協働課職員	市役所開庁日(月~金)	不要	自治協働課	2階	電話 53-1111(内線 295) FAX 53-2380	電話相談 面談相談	くらしの中で生じた問題についての相談	自治協働課
進路選択支援相談	人権協会職員	市役所開庁日(月~金)	不要	5階 相談室1	5階	電話 53-1111(内線 575・577) FAX 53-1955	電話相談 面談相談	高校・大学進学等の奨学金をはじめとした教育資金関係の相談	教育指導課